

ネットセーフティ広島「賛助会員」細則

(目的)

第1条 この規程は、ネットセーフティ広島（以下「本会」という。）会則第2条2の規定に基づき、賛助会員に関し必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条 本会の目的と事業内容に賛同し、これを援助する個人並びに団体で、第3条に記載の方法によって申し込みを行い、本会の役員会の承認を得た者とする。

(申込)

第3条 賛助会員になろうとする者（以下、「申込者」という。）は、所定の入会申込様式（電磁的方法によるものを含む。）に必要事項を記入して本会に対し申し込むものとする。

(会費)

第4条 賛助会員の会費は次の通りとする。

(1) 個人 5,000円～/年度

(2) 団体 10,000円～/年度

(3) 会費の納入は、申込者が年度（毎年4月1日から翌年3月31日までを指す。以下同じ）毎に本会の指定する口座に振り込むものとする。

(4) 賛助会員としての資格は、納付後を生じるものとする。

(5) 既納の会費は、いかなる場合においても返還しないものとする。

(会費の使途)

第5条 前条に掲げる会費は、事業及び本会の管理する費用に充てるものとする。

(特典)

第6条 本会は賛助会員に対して次の特典を行う。

(1) 本会のホームページに掲載する。（希望者のみ）

(2) その他、本会の裁量で本会が催す事業の案内を行う。

(資格の喪失)

第7条 賛助会員は、次の各号の一に該当するときに賛助会員の資格を失うものとする。

(1) 第8条に規定する退会届出書による届け出を本会が受理したとき。

(2) 第9条に基づき除名されたとき。

(3) 賛助会員が、個人であるときは死亡したとき、団体であるときは消滅、解散したとき。

(4) 本会が解散したとき。

(退会)

第8条 賛助会員は、所定の退会届出書によって本会に届け出ることによって任意に退会することができる。届け出を本会が受理した日が属する年度末日に退会したものとみなす。

(除名)

第9条 賛助会員が、次の各号の一に該当するときは、本会は役員会議の決議によりその者

を除名することができる。

(1) 本会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為があったとき。

(2) その他、役員会議が賛助会員として不適切であると認めた場合。

(権利の喪失)

第10条 賛助会員の資格を失った者は、賛助会員としての一切の権利を失い、既納の賛助会費、その他本会の資産に対して何ら請求することができない。

(その他)

第11条 この細則に定めるもののほか必要な事項は役員会が別に定める。

附則 1 この細則は、2021年6月5日から施行する。

【賛助会員所定様式必要事項】

※下線____部分は個人の必須項目

・所定の入会申込様式（ネットセーフティ広島「賛助会員」細則第3条）

賛助会員入会申込書

年月日

団体名・社名・氏名（フリガナ）・所在地・住所

代表者又は責任者（役職名）（氏名）

賛助会費額（円）

物資や情報の提供内容

本会ホームページ等への掲載希望（有・無）

入会年月日

担当者（連絡先）（部署名及び役職名）（氏名）（TEL）（Mail）

・所定の退会届出書様式（ネットセーフティ広島「賛助会員」細則第8条）

賛助会員退会届出書

年月日

団体名・社名・氏名、所在地・住所

代表者又は責任者（役職名）（氏名）

退会年月日

担当者（連絡先）（部署名及び役職名）（氏名）（TEL）（Mail）